

令和3年度 名古屋市外国人介護人材育成支援事業

身分又は地位に基づく在留資格（※1）および技能実習生（※2）の外国人介護職員が対象で、事業所が負担した日本語学校の入学金や受講料の4分の3を、1人10万円まで助成します。

ただし、この事業の執行は予算の成立を条件とします

（※1）永住者（特別永住者含む）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

（※2）介護職種の技能実習生

<令和3年度 変更点>

※ 令和3年度から以下3点が変更になりました。

- ① 対象者に「介護職種の技能実習生」が追加。
- ② 対象事業に「日本語教育の外部委託費」が追加。
- ③ 助成金額（助成限度額）が「5→10万円」に拡大。

1 対象となる日本語学校および日本語講習

日本語学校（通学又は通信）および日本語講習の講師が、次のいずれかの有資格者であることが条件です。

- ① 大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の過程を修了した者
- ② 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ③ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（対象介護職員1人につき、100,000円まで）を助成します。

対象経費：日本語学校への入学金・受講料、日本語教育の外部委託費が対象となります。

※日本語検定試験料や受験対策講座、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※対象介護職員が既にこの助成金の交付を受けている場合、既に助成された講座より日本語能力レベルの高い講座が助成の対象です。

3 対象事業所

名古屋市内の、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅。

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

○事業を実施する10日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）

○令和4年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。

○申請書は、事業所ごとに作成してください。

○対象経費は、入学金・受講料です。

★申請書類のダウンロード、記入例については、NAGOYAかいごネット（<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/>）をご覧ください。

4 申請書提出先・問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進係

TEL 052-972-2537

FAX 052-972-4147